

改正 平成24年7月6日規則第93号  
(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、住民投票の請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求資格者)

第2条 条例第27条の規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、次条第1項に規定する住民投票請求資格者名簿に登録されたもの（以下「請求資格者」という。）をいう。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る杉並区の住民票が作成された日（他の区市町村から杉並区に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上杉並区の住民基本台帳に登録されているもの

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る杉並区の住民票が作成された日（他の区市町村から杉並区に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては当該届出をした日、国外から杉並区に転入（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）第48条で定める場合を含む。）をした者で同法第30条の46の規定により届出をしたものについては当該届出をした日、杉並区に住所を有し、同条に規定する中長期在留者等となった者で同法第30条の47の規定により届出をしたものについては当該届出をした日）から引き続き3箇月以上杉並区の住民基本台帳に登録されているもの

2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

一部改正〔平成24年規則93号〕

(請求資格者名簿の登録等)

第3条 区長は、第9条第1項に規定する住民投票請求代表者証明書の交付申請があつたときは、当該申請のあつた日現在において前条第1項各号のいずれかに該当する者を住民投票請求資格者名簿（以下「請求資格者名簿」という。）（第1号様式）に登録し、調製するものとする。

2 請求資格者名簿には、前条第1項各号のいずれかに該当する者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載するものとする。

3 第1項に規定する請求資格者名簿は、当該請求（当該請求日にあつた別の請求を含む。）についてのみ効力を有する。

一部改正〔平成24年規則93号〕

(請求に必要な署名数の告示等)

第4条 区長は、前条第1項の規定により請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数を、その登録を行った日後直ちに告示しなければならない。

2 区長は、毎年5月1日現在で、第2条第1項各号のいずれかに該当する者の総数の50分の1の数を、当該月の10日までに公表しなければならない。

(異議の申出)

第5条 第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、請求資格者名簿の登録に関し不服があるときは、文書で区長に異議を申し出ることができる。

2 区長は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。

3 区長は、その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに請求資格者名簿に登録し、又は請求資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知しな

なければならない。

- 4 区長は、その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

一部改正〔平成24年規則93号〕

(補正登録)

- 第6条 区長は、第3条第1項の規定により請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に請求資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が請求資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに請求資格者名簿に登録しなければならない。

一部改正〔平成24年規則93号〕

(訂正等)

- 第7条 区長は、請求資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、その記載の修正又は訂正をしなければならない。

一部改正〔平成24年規則93号〕

(登録の抹消)

- 第8条 区長は、請求資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに請求資格者名簿から抹消しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 第2条第2項に規定する永住外国人でなくなったことを知ったとき。
- (4) 杉並区の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。
- (5) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

一部改正〔平成24年規則93号〕

(請求の手續)

- 第9条 第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、住民投票の請求をしようとするものは、その請求の要旨(1,000字以内)その他必要な事項を記載した住民投票請求書(第2号様式)を添え、区長に対し、住民投票請求代表者証明書交付申請書(第3号様式)により住民投票請求代表者証明書(第4号様式)の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、区長は、第3条第1項の規定により請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちにその請求者がその請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、確認できたときは、これに前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

- 3 第1項の証明書を交付された者(以下「住民投票請求代表者」という。)は、住民投票請求者署名簿(第5号様式)に住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名を求めなければならない。

- 4 住民投票請求代表者は、請求資格者に委任し、請求資格者について前項の規定により署名を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写し並びに署名を求めするための住民投票請求代表者の委任状を付した住民投票請求者署名簿を用いなければならない。

- 5 住民投票請求代表者は、前項の規定により署名を求めるときの委任をしたときは、受任者に対し、住民投票請求署名収集委任状(第6号様式)を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を住民投票請求のための署名収集委任届出書(第7号様式)により区長に届け出なければならない。

- 6 署名は、第2項の規定による告示があった日から1箇月以内でなければこれを求めることができない。

- 7 住民投票請求代表者は、住民投票請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、区長に対し、住民投票請求書に住民投票請求者署名簿及び住民投票請求署名収集証明書(第8号様式)を添えて住民投票を請求しなければならない。

- 8 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までに規定する署名の証明、署名簿の縦覧、異議の申出についての決定及び署名簿の返付等に関しては、区長が行う。

一部改正〔平成24年規則93号〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成24年規則93号〕

附 則

- 1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による永住外国人に係る請求資格者名簿への登録の届出は、この規則の施行の前においても行うことができる。

附 則 (平成24年7月6日規則第93号)

- 1 この規則は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日において杉並区の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き杉並区の住民基本台帳に登録されているものに対するこの規則による改正後の杉並区住民投票の請求に関する規則第2条第1項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き杉並区の外国人登録原票に登録されていた期間を杉並区の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。



第2号様式  
(第9条関係)

住 民 投 票 請 求 書

請求の趣旨（千字以内）

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

私は、上記のとおり杉並区自治基本条例第27条第1項及び杉並区住民投票の請求に関する規則第9条第1項の規定により、別紙住民投票条例案を添えて住民投票を請求します。

杉並区長 宛

年 月 日

住民投票請求代表者

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

第3号様式  
(第9条関係)

住民投票請求代表者証明書交付申請書

私は、杉並区住民投票の請求に関する規則第9条第1項の規定により、別紙のとおり住民投票請求書を添え、住民投票請求代表者証明書の交付を申請します。

杉並区長 宛

年 月 日

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_

第4号様式  
(第3条、第9条関係)

住民投票請求代表者証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、住民投票請求代表者であることを証明する。

年 月 日

杉並区長





第6号様式  
(第9条関係)

住民投票請求署名収集委任状

受任者

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

上記の者に対し、住民投票請求者署名簿に住民投票の請求のための署名を求めることを委任する。

年 月 日

住民投票請求代表者

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

第7号様式  
(第9条関係)

住民投票請求のための署名収集委任届出書

受任者

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

委任の年月日 \_\_\_\_\_

上記のとおり届け出ます。

杉並区長 宛

年 月 日

住民投票請求代表者

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

第8号様式  
(第9条関係)

住民投票請求署名収集証明書

住民投票請求書に添えて提出する住民投票請求者署名簿には、杉並区住民投票の請求に関する規則第4条第1項の規定により、 年 月 日付けで告示された住民投票の請求資格を有する者の総数の50分の1 ( 人) により有効署名があることを証明します。

年 月 日

住民投票請求代表者

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_